

平成 20 年 3 月 21 日

自由民主党
幹事長 伊吹文明 様

新・過疎法制定に関する要望

自由民主党新潟県支部連合会

幹事長	石井	修
総務会長	三林	碩郎
政務調査会長	小野	峯生
筆頭政調副会長	澤野	修

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や生産性の向上など、一定の成果を挙げたところであります。

しかしながら、過疎地域における人口の減少と少子・高齢化の進行が一段と厳しさを増しており、農林水産業をはじめとする地場産業の衰退、路線バスなどの公共交通機関や郵便局等の廃止や縮小、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域の問題は極めて深刻な状況にあります。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、また、都市に対して食料や水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供すると共に、森林による地球温暖化防止や国土保全に貢献するなど多面的かつ重要な機能を担っていることから、引き続き国全体で特別な支援を行っていかねばなりません。

地方分権推進の理念にもあるように、地域格差の是正を図り、どの地域に暮らしていても勇気と希望がもたらされるよう願うものであります。

よって、過疎地域の重要性に鑑み、平成21年度末で失効する過疎地域自律促進特別措置法に代わる新たな法律を制定し、引き続き総合的な過疎対策が実施されるよう強く要望いたします。